

年末調整を受ける際の注意事項

「扶養控除等(異動)申告書」、「配偶者控除等申告書」及び「保険料控除申告書」は、正しく記載して提出されていますか？

※ 平成30年分の年末調整から、配偶者控除又は配偶者特別控除を受けるためには、「配偶者控除等申告書」を提出する必要があります。

もし、後日、扶養控除等の誤りが分かった場合には、年末調整のやり直しなど（扶養手当の返還、所得税及び復興特別所得税の追徴など）を行わなければなりません。

《平成30年分申告書記載事項チェック表》

「平成30年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」、「平成30年分 給与所得者の配偶者控除等申告書」及び「平成30年分 給与所得者の保険料控除申告書」の記載事項に誤りがないか、次の表を参考にもう一度チェックしてみてください。

扶 養 控 除 等 申 告 書	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上（平成15年1月1日以前生）の扶養親族ですか。	配 偶 者 控 除 等 申 告 書	<input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は1,000万円以下ですか。
	<input type="checkbox"/> 老人扶養親族は、年齢70歳以上（昭和24年1月1日以前生）ですか。		<input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額だけでなくあなたの合計所得金額に応じて控除額が正しく計算されていますか。
	<input type="checkbox"/> また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合、「同居老親等」にチェックを付けていますか。		<input type="checkbox"/> 配偶者控除と配偶者特別控除との区分は正しくされていますか。
	<input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満（平成8年1月2日～平成12年1月1日生）ですか。		<input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者は、年齢70歳以上（昭和24年1月1日以前生）ですか。
	<input type="checkbox"/> 扶養親族又は障害者に該当する同一生計配偶者(注1)があなたと別居している場合、常に生活費等の送金を行うなど、その扶養親族等と生計を一にしているといえますか。	保 険 料 控 除 申 告 書	<input type="checkbox"/> 配偶者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。 ※扶養控除等申告書を提出する際に、親族関係書類を提出又は提示している場合は、親族関係書類の提出又は提示は不要です。
	<input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族、障害者に該当する同一生計配偶者又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ38万円以下ですか。		<input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。
	<input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載漏れはないですか。 ※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。		<input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。
	<input type="checkbox"/> 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。		<input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。
<input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満（平成15年1月2日以後生）の扶養親族を記載していますか。	<input type="checkbox"/> 個人年金保険料にかかる契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。		
<input type="checkbox"/> 控除対象者が国外居住親族である場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付していますか（提示でも可）。	<input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。		
	<input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。		
	<input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。		

こんなときには、扶養控除等申告書の異動申告が必要です！

- 1 本年の途中で、控除対象扶養親族であった家族の就職や結婚等により控除対象扶養親族の数が減少したとき。
- 2 本年の途中で、結婚によって源泉控除対象配偶者(注2)を有することとなったとき又は離婚によって源泉控除対象配偶者を有しないこととなったとき。
- 3 本年の途中で、本人が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生に該当することとなったとき。
- 4 本年の途中で、同一生計配偶者や扶養親族が障害者に該当することとなったとき。

(注) 1 同一生計配偶者とは、所得者と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の合計所得金額の見積額が38万円以下の人をいいます。

2 源泉控除対象配偶者とは、所得者（平成30年中の合計所得金額の見積額が900万円以下の人に限り。）と生計を一にする配偶者（青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。）で、平成30年中の合計所得金額の見積額が85万円以下の人をいいます。

☆ 給与所得者向けのリーフレット「給与所得者と年末調整」を国税庁ホームページに掲載していますのでご覧ください。